

標準的な様式の改定趣旨

既存の「標準的様式」(平成 29 年 8 月公表版)及び「大都市向け標準的様式」(令和元年 8 月公表版)の改定にあたり、その改定の意図等を下記のとおりまとめたので、参照されたい。

1. 名称

保育の必要性の認定のために必要最小限の項目を盛り込んだ、「標準的様式」の改定版を「就労証明書(簡易版)」とし、利用調整のために「標準的様式」よりも多くの項目を求める「大都市向け標準的様式」の改定版を「就労証明書(詳細版)」とすることとした。市区町村の規模にかかわらず、それぞれの市区町村に実態に合った様式をいずれか選択し、活用いただきたい。

2. 改定方針

「就労証明書(簡易版)」(旧「標準的様式」)については、市区町村による項目の加除修正は、民生・児童委員による証明欄以外は行えないこととする。項目が不足する場合は、「就労証明書(詳細版)」(旧「大都市向け標準的様式」)を活用いただきたい。

「就労証明書(詳細版)」については、原則として、標準項目(No.1～No.16までのうち初期設定で表示されている項目と備考欄)のみを表示したものを使用していただくこととする。ただし、各市区町村の利用調整等の実態に即して必要な項目を追加し不要な項目を非表示としたい場合は、様式上設定されている範囲内でのカスタマイズを可能とする。標準項目中に不要な項目がある場合には、「項目設定」シートにおいて選択できる範囲において、当該項目を非表示とし、追加すべき項目がある場合には、様式上設定されているオプション項目(No.17以降全て)の中から「項目設定」シートにおいて必要な項目を選択して追加することとする。

オプション項目を追加する場合でも、用意された位置及び様式で追加することとし、市区町村によらず、共通の様式を実現することで、複数の市区町村にまたがる従業員を抱える企業等の作成の負担を軽減する。

3. 改定内容

(1)「就労証明書(簡易版)」(旧「標準的様式」)

民生・児童委員等による証明を求めている市区町村が一定程度見受けられたため、必要な場合のみ表示できるように新たに選択的に追加可能な項目として設定した。設定したい市区町村においては、「項目設定」シートにおいて「民

生・児童委員証明」等を選択し、様式上に表示させて使用いただきたい。ただし、形式的に民生・児童委員等の記名を求めるのではなく、真に必要な場合に限り求めることが求められる。

なお、項目として、「民生・児童委員証明」としているが、「就労証明書（簡易版）」上、B6セル「【民生・児童委員証明】」、B8セル「民生・児童委員」についてはセルロックをしていないため、文言を「第三者証明」に変更する等、市区町村による文言変更を可能としている。

(2)「就労証明書（詳細版）」(旧「大都市向け標準的様式」)

「就労証明書（詳細版）」については、「項目設定」シートにおいて、初期設定（選択）されている項目を標準項目とし、各市区町村の利用調整等の実態に即し、必要に応じて標準項目中不要な項目を非表示（選択解除）に、オプション項目中必要な項目を追加（新たに選択）して、各市区町村における様式を作成することとする。作成方法の詳細については、別添4「自治体職員向け就労証明書操作マニュアル」を参照されたい。なお、システムによる作成に対応し得るよう、行削除等は一切行わない仕様としている点申し添える。

各項目の詳細については、記載要領を参照しつつ確認いただきたい。特に注意いただきたい項目は次のとおり。

No.10「雇用（予定）期間等」中「満了後の更新の有無」

初期設定では非表示としている

No.11「直近の就労実績」

初期設定では3か月分とし、各月における「残業実施日数」「残業時間」「給与支給実績」は非表示としている。特に「給与支給実績」については、企業等事業者においては該当月分の就労日数等と給与支給額が必ずしも一致しないなど、記載が困難な場合もあるとの声もあることから、追加の必要性については慎重に判断していただきたい。

No.18「就労状況・予定」中「主な就労場所」

居宅内での労働か、居宅外での労働かという点のみをもって優先度に差異を設けることは望ましくなく、個々の保護者の就労状況を十分に把握した上で判断すべきであることから、追加の必要性については慎重に判断していただきたい。

No.24「育児休業の短縮・延長への同意」

本項目を追加する場合は、No.13における育休延長可否や入所内定時育休短縮可否の項目は非表示としていただきたい。

No.31「民生・児童委員」

本項目については、形式的に民生・児童委員の記名を求めるのではなく、真に必要な場合に限ることが求められる。なお、項目として、「民生・児童委員」としているが、項目名欄についてはセルロックをしていないため、文言を「第三者証明」に変更する等、市区町村による文言変更を可能としている。

上記のほか、「保護者記載欄」については、企業等事業者が作成する要素が考えられないことから、市区町村ごとに記載要領の修正等は認めることとする。ただし、企業等事業者側において、システム対応をする可能性を考慮し、保護者に記載いただきたい内容については、可能な限り、就労証明書内への記載事項ではなく、保護者自身が作成する認定申請書又は保育所等利用申込書における設定項目としていただきたい。

4．標準的な様式による電子作成等

市区町村においては、就労証明書を作成する企業等事業者側の負担も考慮し、作成した様式については、原則として HP 等での電子媒体等での配布を行い、電子申請環境の整備を進めていただきたい。

なお、保護者記載欄を設ける場合は、保護者が保護者記載欄に記載を済ませた電子ファイルを企業等事業者側に提出し、当該ファイルに企業等事業者側が追加分を作成するなどのデジタルで手続きが完結することを目指して各種対応いただきたい。